

連雀地区住民協議会 自主グループ 認定要綱

昭和62年10月5日 制定

1. 趣 旨

この要綱は、連雀地区住民協議会（以下「本会」という。）が、自主グループとして認定した団体・サークル（以下「自主グループ」という。）に連雀コミュニティ・センター利用の便宜を供することによって自主グループの育成・発展をはかり、もって地域住民のふれあいとコミュニティ醸成を推進するために、自主グループの範囲と認定の手続き等を定める。

2. 自主グループの要件

自主グループとして認定する団体・サークルの要件は次のとおりとする。

- (1) 会員数は10名以上（ただし、本会が主催した教室、講習会の受講生で構成するのはその限りでない。）とし、会員の半数が本会の構成区域内に居住していること。
- (2) 自主グループの代表者が連雀地区住民協議会の構成区域に居住していること。
- (3) 自主グループの規約および会員名簿を有すること。
- (4) 専ら、小・中学生を構成員とする自主グループ（以下「こども自主グループ」という。）は、18歳以上の代表者を配置すること。
- (5) 営利行為または営利を目的とする団体及び個人に関係する行為をしないこと。

3. 登録申請

自主グループとして認定を受けようとする場合は、登録年度の前年度3月末日までに登録申請書に規約及び会員名簿を添えて本会に提出しなければならない。ただし、年度途中においても登録申請をすることができる。

4. 登録審査及び審査結果の通知

連雀地区住民協議会会則（以下「会則」という。）第22条第6号の規定に基づき、役員会において登録申請内容の審査を行い、登録の承認または不承認の審査結果を登録申請した自主グループの代表者に通知する。

5. 登録有効期限

自主グループの登録有効期限は、登録承認の時期にかかわらず登録された年度の末日とする。

6. 自主グループの本会への協力義務

自主グループは、コミュニティの本旨に則した活動を行うとともに、本会主催の主要事業に、要請があった場合には協力する義務を負う。

(2) 会則第5条第1項第3号の規定に基づき、委員の推薦に協力する義務を負う。

7. こども自主グループへの特例措置

本要綱の規定に係らず、こども自主グループについては次の規定の適用を除外することができる。

- (1) 2-(3)中、「規約」の保有
- (2) 6-(2)

8. 登録の取消

- (1) 自主グループが解散または要件に適合しなくなったときには、速やかに廃止の届出をしなければならない。
- (2) 自主グループが「連雀コミュニティ・センターの利用のきまり」に違反し、利用者としての義務および責任を履行しないときは、役員会の決定によって認定を取り消すことができる。

付 則

この「連雀地区住民協議会 自主グループ認定要綱」は、平成9年3月3日(第164回役員会)に改正し、平成9年4月1日から適用する。

付 則

本要綱の一部改正は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

一部改正後のこの要綱は、平成15年10月7日から施行する。

付 則

本要綱の一部改正は、平成28年4月1日から施行する。